

【後期第9問】

X1は、法科大学院を卒業後、司法試験に合格したが、二回修習で不合格となった者である。X1は、不合格のショックから、二回試験に落ちたことを両親に伝えられない状況にあった。そうした中、年末に帰省するにあたり結果を両親に訊かれることを予想したX1は、かねてよりの知己で、第二東京弁護士会で弁護士をしているX2が同姓同名であることに気付いた。

両親を満足させ安心させるために、両親に対して見栄を張りたくなったX1は、X2に事情を話したところ、X2から「合格していないと伝えるとなると、両親も親戚への手前困るだろう。」と言われた。そこで、X2の承諾を得て「第二東京弁護士会所属、弁護士X、住所〇〇〇〇(X2の事務所の住所)」と記載のあるX2の事務所の在籍弁護士紹介冊子を作製した。

その上で、X1は両親に対して「無事に弁護士登録を済ませることができました」と伝え、前述の書類を見せた。

X1の罪責を論ぜよ。

参考判例

最高裁昭和42年3月30日決定

最高裁平成5年10月5日決定

最高裁昭和56年4月8日決定